

○飯能市道路美化活動団体制度実施要綱

平成15年2月14日

告示第25号

改正 平成17年7月12日告示第180号

平成17年12月20日告示第359号

平成22年3月26日告示第79号

平成24年3月14日告示第51号

平成26年3月31日告示第133号

平成27年3月25日告示第81号

令和3年3月31日告示第104号

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路(以下「市管理道路」という。)等において、ボランティアで清掃美化活動を行う市民団体等を道路美化活動団体(以下「美化活動団体」という。)として募集し、市民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。

(美化活動団体の資格)

第2条 美化活動団体は、道路愛護活動に意欲的なおおむね10人以上の団体で、かつ、道路の一定区間(市管理道路のおおむね100メートル以上を含み、その他の道路については、市管理道路のおおむね半分以下)について、年4回以上の清掃美化活動を実施できる団体とする。

2 美化活動団体となることができる団体は、市管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、又は行おうとする町内会、老人会、商工会、有志等の地域団体、学校及び企業(従業員の団体を含む。)とする。

(参加手続)

第3条 道路美化活動団体制度に参加しようとする団体(以下「団体」という。)は、飯能市道路美化活動団体認定申込書(様式第1号)及び構成員名簿を市長に提出する。

2 市長は、前項の申込書の内容を審査の上、団体を美化活動団体として認定する。

3 市長は、美化活動団体を認定したときは、その団体と速やかに飯能市美化活動に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)を締結する。

4 市長は、確認書が締結されたときは、団体に飯能市道路美化活動団体認定書(様式第3号)を交付する。

5 確認書を締結した美化活動団体の代表者は、飯能市道路美化活動団体活動計画書(様式第4号)を市長に提出する。

(美化活動団体の活動内容等)

第4条 美化活動団体は、活動区間内の歩道、植樹帯等の道路区域内において、活動計画に基づき、清掃、除草、草刈り、花の植栽等の作業を行う。この場合において、新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に市と協議するものとする。

2 前項の規定により回収したごみは、市の分別方法と指示に従って、適正に処理するものとする。

3 美化活動団体は、清掃美化活動の際に、道路においてこの要綱の目的外のチラシの配布、イベントの開催等他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(平24告示51・全改)

(活動計画及び活動報告)

第5条 美化活動団体の代表者は、毎年3月末までに4月からの1年間の活動計画について、飯能市道路美化活動団体活動計画書(様式第4号)を市長に提出する。

2 美化活動団体の代表者は、翌年度の4月15日までに1年間の活動実績について、飯能市道路美化活動団体活動報告書(様式第5号)を市長に提出する。

(平24告示51・一部改正)

(事故報告)

第6条 美化活動団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市に通報し、飯能市道路美化活動団体事故報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(市の役割)

第7条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 活動区間に美化活動団体名を記した表示板を設置する。
- (2) 美化活動に関するボランティア保険に加入する。
- (3) 美化活動団体が回収したごみの処理について協力する。
- (4) その他美化活動についての必要な支援を行う。

(確認書の継続期間及び変更等)

第8条 確認書は、美化活動団体の代表者から確認書の変更又は解除の申出がない場合は、継続するものとする。

2 美化活動団体の代表者が、飯能市道路美化活動団体確認書変更・解除届(様式第7号)により、市に確認書の変更又は解除を申し出たときは、市は確認書を変更又は解除するこ

とができる。

- 3 市は、美化活動団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は美化活動団体としてふさわしくないと認められるときは、確認書を解除するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、美化活動団体及び市が協議して決定する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第180号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年告示第359号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第79号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第133号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第81号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第104号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式により、この告示の施行の日以後に提出された申請書又は作成されている文書は、改正後の様式により提出され、又は作成された文書とみなす。

様式第1号(第3条関係)

飯能市道路美化活動団体認定申込書

年 月 日

(あて先)飯能市長

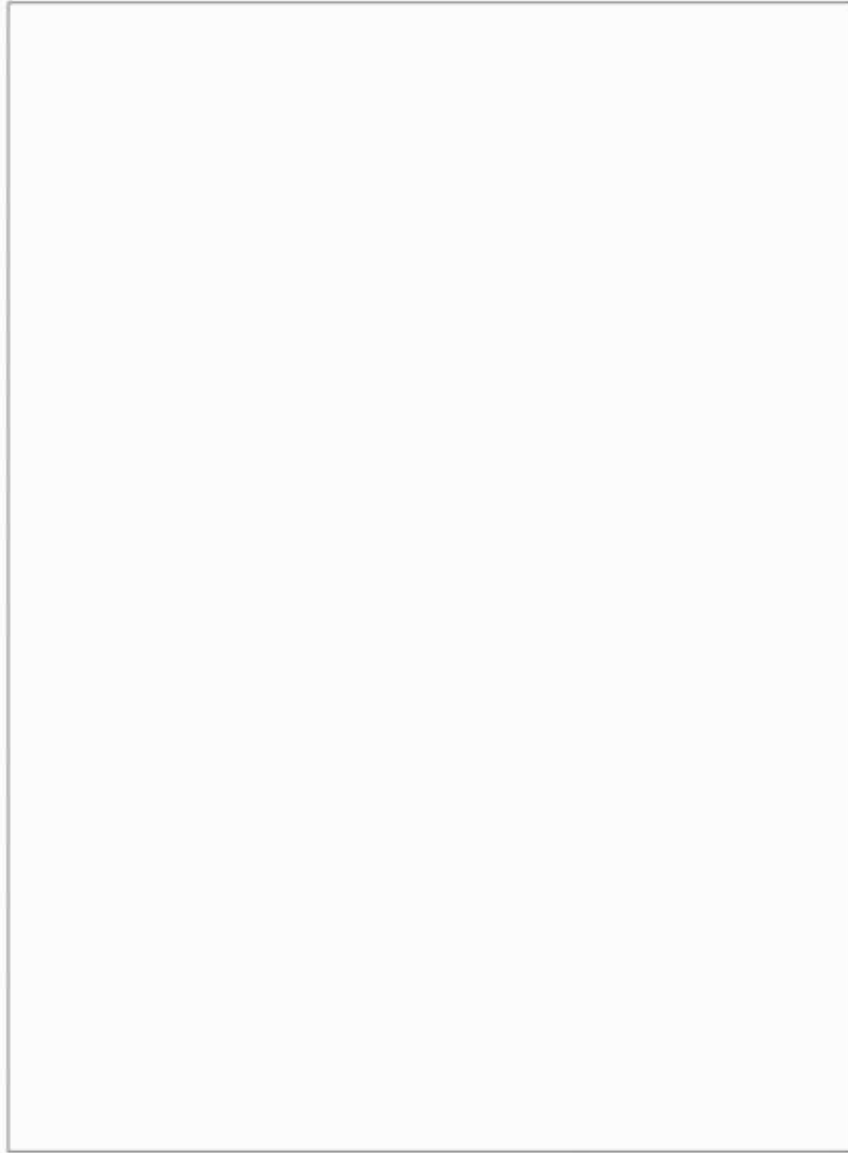
団 体 名
代表者住所
氏名
電話番号

飯能市道路美化活動団体制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

市 管 理 道 路	路線名 市道	線
	区 間	から まで 延長 約 m
そ の 他 の 道 路	路線名 市道	線
	区 間	から まで 延長 約 m
活 動 内 容(予 定) 該当するものを○ で囲み作業内容を 具体的に記入して ください。	・清掃作業(ごみの収集など) [] ・清掃作業と緑化活動(除草、花壇の世話など) []	[] []
年 間 活 動 回 数 (予 定)		回
団 体 の 構 成 員 数		人
ボランティア保険 加入希望の有無	有 無	
表示板設置希望の 有無	有 無	

注) 別記の構成員名簿、活動箇所案内図を添付してください。

活動箇所案内図



様式第2号(第3条関係)

飯能市道路美化活動に関する確認書

(美化活動団体名)(以下「団体」という。)&及び、飯能市(以下「市」という。)は、飯能市道路美化活動に関し、次のとおり確認する。

(活動区間)

第1条 この確認書に基づく活動区間は、次のとおりとする。

市管理道路	市道	線
区間	_____	から
	_____	まで(約 m)
その他の道路		線
区間	_____	から
	_____	まで(約 m)

(活動内容等)

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等(車道部分を除く。)道路区域内について、4月1日から翌年の3月31日までの1年間に4回以上の清掃美化活動をボランティアで行うものとする。

- 2 団体は、回収したごみについて、市の分別方法と指示に従って適正に処理する。
- 3 団体は、新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、市と協議するものとする。
- 4 団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。
- 5 団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、やむを得ず自動車等で行く場合は、違法駐車を行わない。また、活動中は法令を守り、道路交通に支障が生じないように努める。
- 6 団体の代表者は、活動計画書、活動報告書を、それぞれの提出期限までに市に提出するものとする。
- 7 団体は、道路管理上その他やむを得ない事情により、団体が作った花壇等を除去する必要がある場合は、市の指示に従うものとする。

(活動中の事故)

第3条 活動中の事故等に対して、市はその責任を負わない。ただし、市が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

- 2 団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに市に連絡するとともに、事故報告書を市に提出する。

(市の協力)

第4条 市は、団体の希望がある場合、団体の名称等を記載した表示板を活動区間内に設置する。

- 2 市は、団体の希望がある場合、道路美化活動に関するボランティア保険に加入する。

3 市は、軍手の支給のほか活動に必要な範囲での協力を行う。

4 市は、団体が回収したごみを処理する。

(ごみの処分方法)

第5条 団体は、市の指定日時、場所にごみを集積し、市は、これをごみ処理場に運搬し処理する。

(確認書の期間)

第6条 この確認書は、団体からの変更又は解除の申出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書其他法令に抵触する場合、又は趣旨と異なる活動を行うなど美化活動団体としてふさわしくないと認められる場合は、市は美化活動団体の認定を取り消し、確認書を解除する。

(その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体及び飯能市が協議して解決するものとする。

年 月 日

(団体) 団体名
代表者住所
代表者氏名

㊟

(飯能市) 飯能市長

㊟

様式第3号(第3条関係)

飯能市道路美化活動団体認定書

年 月 日
認定番号

様

飯能市長



このたびは、道路美化活動団体として、清掃美化活動の申出をいただき感謝申し上げます。

ついては、貴団体を飯能市道路美化活動団体制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり道路美化活動団体に認定します。

道路名 市道 _____ 線

区 間 _____ から

_____ まで(約 _____ m)

様式第4号(第3条関係)

飯能市道路美化活動団体活動計画書

年 月 日

団体名	
代表者氏名	
路線名	
活動箇所	飯能市 地内

活動日及び内容(予定)

活動日	活動内容	参加人数	備考

(注) 計画書は、建設部道路公園課に3月末までに提出してください。

様式第5号(第5条関係)

飯能市道路美化活動団体活動報告書

年 月 日

団体名	
代表者氏名	(電話)
路線名	
活動箇所	飯能市 地内

活動日及び内容

活動日	活動内容	参加人数	備考
【ご意見・ご要望】			

- (注)1 報告書は、建設部道路公園課に4月15日までに提出してください。
2 道路美化活動について、御意見・御要望をお聴かせください。

様式第6号(第6条関係)

飯能市道路美化活動団体事故報告書

年 月 日

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
連 絡 先 (電 話)	

負傷者 ・ 構 成 員 ・ そ れ 以 外	住 所		電 話	
	氏 名		年 齢	
事 故 発 生 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
事 故 発 生 場 所	飯能市大字 (目標物)	番地先 前		
事故の原因、状況など				

- 注)1 事故が発生した場合は、まず電話等で建設部道路公園課に連絡してください。
2 事故の状況が分かるような図面を添付し、速やかに建設部道路公園課に提出してください。

様式第7号(第8条関係)

飯能市道路美化活動団体確認書変更・解除届

年 月 日

(あて先)飯能市長

団 体 名
代表者住所
氏名
電話番号

飯能市道路美化活動実施要綱第8条の規定により、次のとおり確認書の変更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内 容

様式第1号(第3条関係)

(平17告示180・平17告示359・令3告示104・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平17告示180・平24告示51・一部改正)

様式第3号(第3条関係)

(平24告示51・一部改正)

様式第4号(第3条関係)

(平22告示79・平24告示51・平26告示133・平27告示81・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平22告示79・平24告示51・平26告示133・平27告示81・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

(平22告示79・平26告示133・平27告示81・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

(平17告示359・令3告示104・一部改正)